

議事の取扱い等について

1. 本合同会議は、原則として公開する。
2. 配付資料は、原則として公開する。
3. 議事要旨については、原則として会議終了後 1 週間以内に作成し、公開する。
4. 議事録については、原則として会議終了後 1 ヶ月以内に作成し、公開する。
5. 座長兼委員長の判断により、個別の事情に応じて、会議又は資料を非公開にすることができる。

以上